

2022年5月27日

厚生労働省  
社会保障審議会 障害者部会 御中

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」  
に関する意見書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合  
会長 竹下 義樹

第一 総論について

1 (基本的な考え方)

整理案に次の記載を加えるべきである。

- 国は、地域間に支援の格差が発生することを防止し、又は発生した格差を解消することができる制度設計を行い、市町村への支援施策に関し必要な財政上の措置を行うこと。

2 「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」

整理案に次の記載を加えるべきである。

- 支給決定の在り方は支援を必要とする障害者本人(及び家族)の意向やその人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本とし、当該個人の個別事情に即した必要十分な支給量が保障される報酬体系を検討すべきである。

3 「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」

「こうした障害児支援を検討するに際しては、障害のある子どもの最善の利益の保障を第一にしながら、家族支援の視点を大切にすることが重要である。」に次の記載を加えるべきである。

- 障害児についても重度訪問介護の対象にすること。

【理由】

この点、重度障害や難病の子どもが在宅で過ごす場合、家族は24時間子どもの介護を丸抱えし、社会的に孤立する。しかし、現行制度においては、障害児は重度訪問介護の対象になっておらず、長時間の見守り支援制度は存在しない。

## 第二 各論について

### 1 「1. 障害者の居住支援について」

① 「2 地域生活支援施策の充実」に次の記載を加えるべきである。

- 「どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した支給量が決定できる仕組みを検討すべきである」という規程を設けるべきである。

② 「3 グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現 (2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実」に次の記載を加えるべきである。

- グループホーム利用者による居宅介護・重度訪問介護等の利用を時限措置に留まらず、原則的に解禁した上で、特に知的障害・発達障害・精神障害等の利用要件を緩和すべきである。

#### **【理由】**

現状ではグループホーム利用者によるヘルパーなどの個別支援者の利用は原則的に禁止されている。

しかし、グループホームからの地域移行を推進させるためには、まずは、グループホーム利用者が個別支援者と共に地域生活移行を体験することが重要である。

### 2 「3. 障害者の就労支援について」

「3 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化等に関する取組」に次の記載を加えるべきである。

- 職場内でのヘルパーの利用は、地域生活支援事業に位置付けるのではなく自立支援給付に位置付けたうえで、重度訪問介護等の移動支援を職場・通勤・通学・学校内等で利用できる制度にすべきである。

### 3 「6. 高齢の障害者に対する支援について」

「1 高齢の障害者に対する障害福祉サービスの支給決定に係る運用の明確化」に次の記載を加えるべきである。

- 自治体が国の示した基準を正しく理解し、国の基準と異なる支給決定基準の是正を求めることができる仕組みとすべきである。

#### **【理由】**

国は65歳以上の障害者の障害者福祉と介護保険の併用（上乘せ）利用を認めているが、「支給決定基準」として、併用利用の要件

を次のように規定している自治体が多い。

併用は次のいずれかに該当することが必要である。

- ①要介護度が5以上で、かつ両上下肢全廃。
- ②行動援護対象者であり、かつ障害支援区分4以上である者。
- ③介護保険利用前から重度訪問介護を利用していた者であり、かつ障害支援区分4以上であるもの。
- ④介護保険の訪問介護サービスの利用量が基準額の5割以上であるもの。

このような合理性を欠くような制限的な基準を放置したままでは、地域間格差は解消されないし、今後も裁判が提起されかねない（和歌山地裁令和3年10月26日判決参照）。

#### 4 「11. 医療と福祉の連携について」

整理案に次の記載を加えるべきである。

- 入院中の障害者については、コミュニケーション支援が必要な者に対し、重度訪問介護だけでなく意思疎通支援などが利用できるようにするとともに、支援区分5以下の者も利用できる仕組みとすべきである。

以上